

平成21年度 保健福祉局実施プラン

保健福祉局の使命

保健福祉局の使命は、保健福祉行政を推進し、札幌市民の福祉の向上を図ることです。すなわち、保健福祉サービスを利用する市民の利益を保護するとともに、地域における保健福祉サービスの向上を図り、地域社会を維持、発展させていくことです。

平成 21 年(2009 年) 4 月
保健福祉局

目 次

1	保健福祉局の目標	1
2	保健福祉局の運営方針	2
3	重点取組項目	3
	(1) まちづくりの施策	
	高齢者の地域生活支援の充実	4
	障がい者の自立支援の促進	8
	医療体制の確保	12
	食の安全・安心の確保	14
	子どもを生き育てやすい環境づくり	16
	地域でのスポーツと健康づくりの推進	17
	その他の重点取組項目	18
	(2) 行財政改革	18
	(3) 市民との信頼関係の構築	19
4	実施プランの推進体制と進行管理方法	20
5	市民の期待に	
	応えられる福祉職場づくりの推進	21

1

保健福祉局の目標

1 高齢者や障がいのある方が自立した生活ができるための支援を進めます

市民、地域、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、相互に支えあうことにより、さまざまな支援やサービスが身近な地域で提供され、高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、街のバリアフリー化などを進めるとともに、心のバリアフリーが広がるよう努め、地域社会への理解促進と多様な社会参加や地域生活の支援の充実を図ります。

2 救急医療体制の確保と災害医療体制の整備に努めます

休日・夜間の突発的な発病等に対応するため、医師会等関係団体と連携を図りながら、夜間急病センターを中核とする初期救急医療体制及び第二次救急医療体制を確保します。

また、大規模災害が発生した場合に、限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対し適切かつ効率的な医療を実施するため、医師会等関係団体と連携を図りながら、災害時における医療体制を整備します。

3 食の安全・安心の確保や感染症対策をはじめとする健康危機管理体制の充実に努めます

食品関係施設が提供するサービス等に対する調査・検査や適切な監視・指導を行います。

また、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、その健康被害の発生予防、拡大防止、治療等を実施できる環境を整備し、市民が安心して暮らすことのできる健康危機管理体制の充実に努めます。

4 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます

母子の健康の保持・増進を図り、児童虐待の発生予防・早期発見・再発防止への対応を強化するため、妊産婦や乳幼児等に関する保健・医療について様々な施策を展開するとともに、関係機関との連携を推進します。

5 生涯を通じた市民の健康づくりを支援します

市民一人ひとりが生涯を通じた健康を実現することを目指し、市民の健康づくりに関する意識を高め、主体的な健康づくりを支援していくとともに、地域、職場、関係機関等と連携しながら、健康づくりを支える環境整備を進めます。

6 社会福祉施設や医療施設等の監視・指導を徹底します

保健福祉サービスの質を確保するため、社会福祉法人や医療法人等が運営する各種保健福祉施設や医療施設、生活衛生関係施設等が提供するサービス等に対する調査・検査や適切な監視・指導を行います。

2

保健福祉局の運営方針

保健福祉局の使命・目標を達成するために、次の5点を基本的な運営方針とします。

1 地域福祉力の向上

保健福祉行政を進めていくため、地域住民、関係機関、行政などの協働により、高齢者・障がい者の安心・安全な生活を地域全体で支えていく「**地域福祉力**」の向上に向けて、各種施策・事業を展開していきます。

特に地域住民の皆さんによる主体的なまちづくり活動などと十分連携していくこととし、その窓口である区役所とも更に連携を深めていきます。

2 計画・事務事業の見直し

札幌市の中期財政見通し（20年1月公表）において22年度の財源不足が273億円と見込まれるなど、引き続き厳しい札幌市の財政状況を踏まえ、局の使命・目標が最小の経費で達成できるよう、計画や事務事業の見直しを継続していきます。

3 市民自治の推進

自治基本条例（19年4月1日施行）の「自分たちの地域のことは自分たちで考え、決め、そして行動する」という市民自治の理念に基づき、情報提供はもとより、計画・施策の立案、事業実施における市民参加や市民意見の適切な反映に努めます。

4 環境負荷の低減

省資源、省エネルギーなど環境負荷を軽減するという観点から、環境マネジメントシステムを活用した事務事業の見直しを継続していきます。

また、ごみの減量や分別など環境にやさしい取組みをより一層徹底することはもとより、事業の実施に関わる団体や事業者にも環境配慮への理解や協力を求めています。

5 職場内コミュニケーションの活性化・情報の共有

市民の期待に応えられる福祉サービスを提供するとともに、業務の円滑な執行を図るためには、職員間の強い信頼関係のもと、常に職員の意識向上や業務体制の充実を図っていくことが重要であることから、職場内の情報共有やコミュニケーションの活性化を一層図っていきます。

また、関係する他の部局に対しても、適宜適切に必要な情報を提供するなど、円滑な事業執行に務めます。

保健福祉局イメージキャラクタ



3

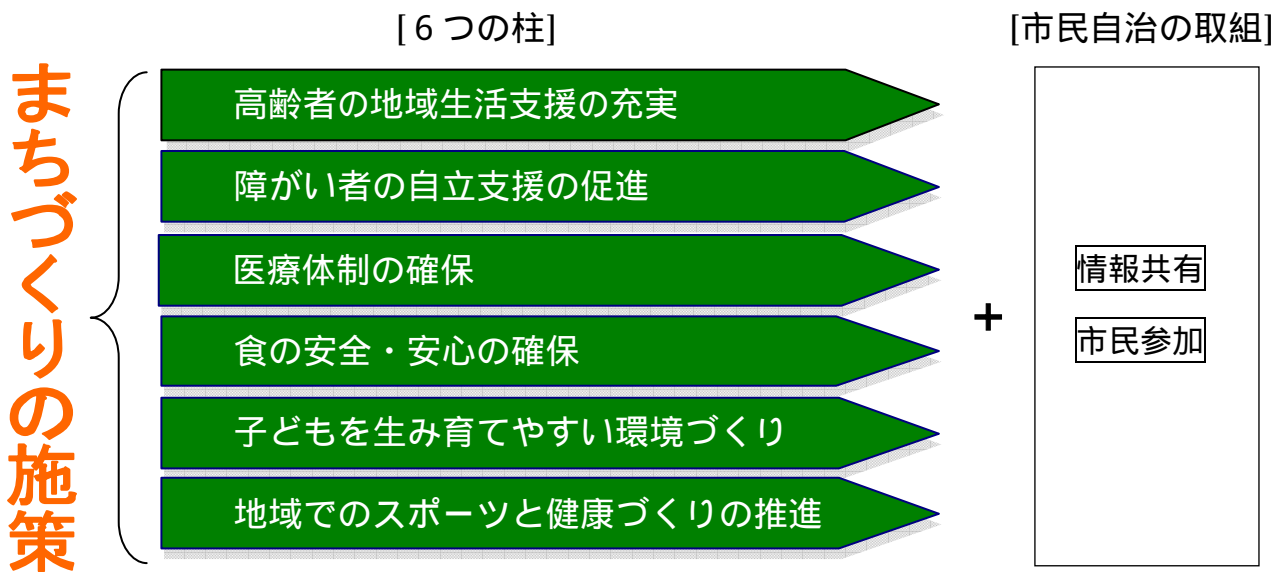
重点取組項目

平成 19 年 12 月に策定した第 2 次札幌新まちづくり計画において、保健福祉局として最も重きを置いていることは、「地域福祉力の向上」です。

市民が主体となる NPO やボランティアと福祉事業者、そして関係団体等が緊密に連携をとり、さらには行政が支援を行うことによって、高齢者・障がい者の安心・安全な生活、地域の健康づくりなど、地域全体で支えていく力、「地域福祉力」を向上させることが重要です。そうしたことを念頭に 21 年度の各種施策を積極的に進めていきます。

(1) まちづくりの施策

まちづくりの施策は、下図のとおり「高齢者の地域生活支援の充実」など 6 つの柱のもとに取組項目を掲げております。



取組項目のうち、自治基本条例（19 年 4 月施行）に基づき、まちづくりに必要な情報をより分かりやすく積極的に提供するなどの取組みを行う事業については、「情報共有」や「市民参加」と項目名の後ろに表記しており、それぞれの内容は以下のとおりです。

情報共有：分かりやすい情報提供の推進（条例第 5 条、第 25 条～27 条ほか）

市民とともに考え、悩み、共に行動するという視点のもと、分かりやすく積極的な情報提供を推進する取組みです。

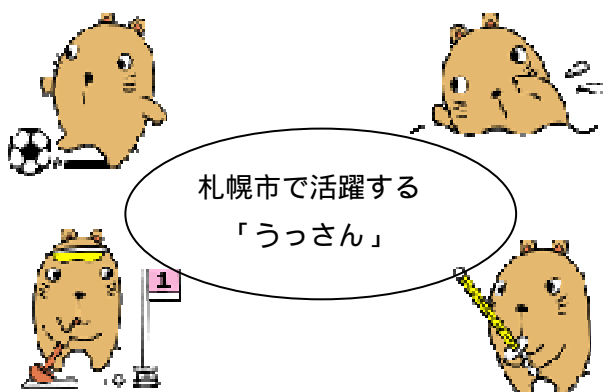
市民参加：市政への市民参加の促進（条例第 5 条、第 21 条、第 24 条ほか）

「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、市政への市民参加を進める取組みです。

ねんりんピック北海道・札幌 2009

(第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会)

ねんりんピックは、60歳以上の方々を中心とするスポーツと文化、健康と福祉の全国規模の祭典で、全道16の市町で21種目の交流大会が9月5日(土)～8日(火)の4日間にわたり開催され、全国から選手・役員が約1万人、一般来場者が約50万人の参加者が見込まれている大規模なイベントであります。



札幌市では、グラウンド・ゴルフ(つどーむ)、剣道(真駒内セキスイハイムアイスアリーナ)、サッカー(札幌ドーム、札幌サッカーアミューズメントパーク、東雁来公園)、水泳(平岸プール)の4種目の交流大会が開催される他、総合開会式(札幌ドーム)、総合閉会式(札幌市民ホール)、地域文化伝承館(きたえーる)、健康福祉機器展(アクセスサッポロ)、音楽文化祭(札幌市民ホール)など多彩なイベントが開催されます。

貸してください！あなたのちから ～ 地域福祉ボランティア ～

近年、地域では、隣近所のお付き合いが少なくなり、「子育てや介護などの身近な相談やお手伝いをお願いできる人がいない」、「急病や災害などいざというときに不安」といった困りごとが増えています。

お互いに見守り、助け合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、趣味や子育て、仕事などで培われた力を、ぜひ、地域福祉のボランティア活動にお貸しください。

例えば、こんな活動があります

高齢者の見守りや玄関先の間口除雪、ごみ出しや買い物のお手伝い、子育てサロンや地域のイベントのお手伝いなど。

ボランティアに関するご相談は

「何から始めたらよいかわからない」、「どんな活動団体があるのか知りたい」など、福祉に関するボランティアのご相談は、ボランティアセンター(中央区北1条西9丁目 リンケージプラザ2階)へ。

電話：011-219-1737 FAX：011-261-8881

ホームページ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>



福祉のまち推進センター補助・ステップアップ事業

情報共有

市民参加

区や地区福祉のまち推進センターによる地域の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点確保について支援をします。

また、21年度は、地域の支えあい活動を推進するため、アドバイザーを派遣する地区を増やします。

地区福まち推進センター拠点設置数
20年度実績：61地区

21年度：70地区

福祉推進員数

19年度実績：6,174人

21年度：6,500人

アドバイザー派遣地区数

20年度実績：3地区

21年度：6地区

福祉除雪事業

情報共有

市民参加

自力で除雪が困難な高齢者や障がいのある方が、冬期間も安心して暮らせるよう、地域の支えあいとして、地域住民や企業などから募った協力員が、間口除雪などのサービスを行うと共に声かけなどの安否確認を行います。



また、21年度は、地域協力員の拡充に向け、大学等に通う若い世代にも積極的に参加を促していきます。

利用世帯の満足度

19年度実績：94.3%

21年度：90%以上

地域協力員の満足度

19年度実績：90.8%

21年度：90%以上

高齢者ひとくち講座事業

市民参加

介護予防の一環として、介護予防センターと食のボランティア団体が高齢者の食事のアドバイスや試食品の提供を行う講座を開催します。

ひとくち講座参加者数

20年度実績 844人

21年度：1,000人

各種計画の紹介

【計画期間】平成15年度から24年度の10年間

'札幌市地域福祉社会計画'(15年3月策定)

市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち推進事業をはじめとする地域での支え合い活動への幅広い市民の参加の促進や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に関する事項を内容としています。



はつらつシニアサポート事業(高齢者地域貢献支援事業)

高齢者の地域貢献活動に結びつけるきっかけづくりとなるような、NPOや高齢者団体などの自主的な運営による、新しい時代の高齢者の生きがい活動の支援として、以下の事業等を実施します。

《シニアチャレンジ事業》

高齢者団体による先駆的な地域貢献活動に対し、30万円を上限に事業経費の一部補助します。

《シニアサロンモデル事業》

高齢者団体による高齢者のための生きがい活動、情報交換、地域貢献活動などを進めるため、高齢者の居場所づくりとして運営するシニアサロンの経費の一部を補助します。

シニアチャレンジ事業

20年度までの実績：15団体

21年度：25団体

シニアサロンモデル事業

20年度までの実績：11団体

21年度：16団体

札幌あい(愛)・あい(目)ネット事業

(さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業)

情報共有

マンション等の集合住宅に住むひとり暮らし高齢者等の孤立死を防止するため、市民への普及啓発を図るため、電話相談やシンポジウム等を実施します。

また、今年度は、1年間のモデル事業で得た成果を報告書にまとめ、それを活用して全市を対象に出前講座を実施し、さらなる普及啓発に取り組みます。

市民啓発に出向いた回数(参加人数)

19年度実績：18回(818人)

21年度：67回(2,010人)

認知症サポーター養成事業

情報共有

市民参加

認知症の理解を広め、認知症になっても安心・安全に地域で暮らせるように支援体制を強化するため、地域における認知症の理解者「認知症サポーター」の養成講座を開催します。

認知症サポーター数(累計)

20年度末 6,200人

22年度：9,000人



各種計画の紹介

【計画期間】平成21年度から23年度の3年間

第5期札幌市高齢者保健福祉計画

第4期札幌市介護保険事業計画(21年3月策定)

今後も進展する人口構造の高齢化に際し、平成21年度から平成23年度までの間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するため、策定したものです。



地域包括支援センター(介護・健康何でも相談センター)運営事業

地域包括支援センターを増設する北区、東区、厚別区及び手稲区の4区について、新地域包括支援センターの運営法人を決定し、平成22年4月の開設に向けた体制整備を行います。

地域包括支援センター設置数
18年度実績：17センター
22年度：21センター



特別養護老人ホーム新築費補助

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型の特別養護老人ホーム2か所の新築に対して補助を行います。
(ほかに、補助なしで1か所整備を行います。)

地域密着型特別養護老人ホームの入所定員数
18年度実績：51人
21年度：225人

若年性認知症支援事業

情報共有

市民参加

認知症になっても住みなれた地域での生活が継続できるよう、若年認知症の人とその家族を支援する事業を実施します。医療や介護のさまざまな職種による相談会を開催する他、週1回の電話相談の充実を図ります。

また、交流会や市民又は介護従事者を対象とした講演会を開催し、若年認知症の理解普及を進めます。



札幌市地域リハビリテーション推進協議会

情報共有

高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように地域リハビリテーションを推進します。従事者を支援するため、関係者のネットワークである本推進協議会で情報発信や研修事業等を行います。

情報冊子の発行
20年度実績：なし
21年度発行
研修会の開催回数
20年度実績：1回
21年度3回

各種計画の紹介

【計画期間】平成21年度～平成23年度の3年間

第2期札幌市障がい福祉計画 (21年3月策定)

障がい福祉計画は、障がいのある方が、それぞれの能力や適性に合わせて、自立した日常生活や地域での社会生活を営むことができるよう、必要とされる障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を計画的かつ円滑に提供していくために、各種サービスについて、3年ごとの必要な見込量や見込量確保のための方策を定めるものです。



障がい者相談支援事業等

情報共有

障がいのある方とその家族の地域生活を支える相談支援事業所の機能を強化するとともに拡充していきます。

【主な機能強化等の内容】

これまで障がい種別ごとに事業所類型（A型：主に身体、B型：主に知的、C型：主に精神）を設けていたが、すべての障がいに対応

すべての事業所に虐待対応員を配置

相談支援事業の質的レベルを向上させるため、拠点事業所を設置

ピアサポーター配置事業所を 1 か所 3 か所

すべての事業所で「障がい児等療育支援事業」、「住宅入居等支援事業」を実施。交流の場を提供する中で相談につなげる「地域活動支援センター(相談支援併設型)」を拡充。

事業名	実施内容	実施か所数	今年度末 目標箇所数
障がい者相談支援事業	各種制度の情報提供など地域生活を送っていく上でのさまざまな相談支援を実施	14 か所	15 か所
障がい児等療育支援事業	身近な地域で療育指導等を実施	7 か所	15 か所 *すべての相談支援事業所で実施
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がいのある方に、入居に必要なサポート等を実施	5 か所	16 か所 *すべての相談支援事業所でも実施
地域活動支援センター (相談支援併設型)	相談とともに、交流の場を提供	6 か所	7 か所

各種計画の紹介

【計画期間】平成 15 年度～平成 24 年度の 10 年間



健康さっぼろ 21 - 札幌市健康づくり基本計画(14年12月策定)

国が策定した「健康日本 21」の札幌市版です。21 世紀の札幌市民の生涯を通じた健康の実現に向けて、健康づくりに対する目標を設定し、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針です。

障害者就労訓練設備等整備事業

平成21年度末までに障害者自立支援法に基づく新体系事業を開始する既存の障がい者施設等に対し、事業の実施にあたって必要となる設備整備などに伴う経費に補助を実施することで、円滑な新体系移行を促進します。

元気ショップ運営事業

障がいのある方が作った製品を販売する「元気ショップ」(地下鉄大通駅定期券発売所の横)をより効果的に運営し、市民の障がいに対する理解促進を図っていきます。

2号店開設
20年度実績： -
22年度：開設

障がい者施設等に対する発注機会の拡大

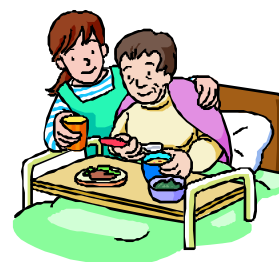
障がい者施設などで製作された製品などの発注機会の確保と拡大に向けた検討を進めていきます。

市各部局での発注量
20年度実績： -
22年度：全発注量の1.8%

知的障がい者等を対象としたホームヘルパー養成モデル事業(手稲区)

障がいのある方の社会参加を支援するため、NPO法人などの民間団体と連携し、高等養護学校卒業生などを対象に、ホームヘルパー3級養成講座を実施します。

講座を受講した障がい者数
20年度までの実績：20人
22年度：25人(累計)



元気はっけん(派遣)事業

人材派遣会社を通じた企業等への派遣を試行的に実施し、重度の障がいのある方などの民間企業での雇用機会を広げていきます。

本事業により企業などに派遣される障がい者数
20年度実績： -
22年度：5人/日

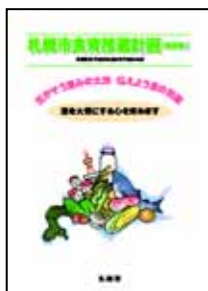
各種計画の紹介

【計画期間】平成20年度～平成24年度の5年間

札幌市食育推進計画(20年9月策定)

17年7月に「食育基本法」が施行され、国においては18年3月に国民運動として食育に取り組むことを目的として「食育推進基本計画」が策定されました。

同法の目的・基本理念を踏まえ、札幌市の特性を活かした食育を、総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しました。



障がい者協働事業

障がいのある方が他の従業員からサポートを受けながら共に働く、協働事業所を拡充していくとともに、当該事業を広くPRし、障がい者雇用に関する理解を進めていきます。

実施事業者数

20年度実績：7か所

21年度：8か所

精神障がい者地域生活移行支援事業

病状が安定し、住居等の受入条件が整えば退院可能な精神障がいのある方に対し、自立支援員が、精神科病院と連携を図りながら、退院へ向けた支援計画の作成や買い物などへの同行、関係機関との連絡・調整等を行い、円滑な地域移行の促進を図ります。

優しさと思いやりのバリアフリー

市民参加

「数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく障がいのある方や高齢者の力を借りて、人の目や感覚で確認していくバリアフリー」を検討するとともにルール作りを行い、22年度の運用開始を予定しています。21年度は、障がい者団体や高齢者団体なども委員として参加している「第5期札幌市福祉のまちづくり推進会議」のなかで具体的な仕組みを検討します。



特別会計の紹介

国民健康保険会計

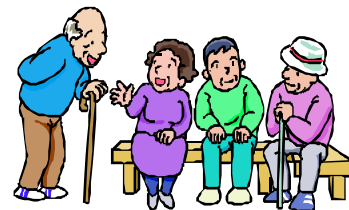
国民健康保険制度は、市町村住民のうち、他の公的医療保険に加入していない方を対象とした制度で、病気・出産及び死亡の場合に保険給付を行います。平成21年度予算においては、療養給付費・老人保健拠出金の減等により前年度比2.9%減となります。一般会計から保険料軽減のための繰入金約129億円を含めて、総額254億円の繰入を受けます。

老人医療会計

老人保健制度が長寿医療（後期高齢者医療）制度へ移行したことにより、平成21年度予算においては精算分のみを計上しております。

後期高齢者医療会計

平成21年度予算は保険料の減等により、前年度比1.1%減となります。一般会計から、保険料の法定軽減分を補填するための繰入金約24億円を含めて、総額35億円の繰入を受けます。



地域活動支援センター(就労者支援型)運営費補助事業

就労者支援型の地域活動支援センターへの補助を実施し、就労している障がいのある方の日常生活・就労面双方の相談等に応じていきます。

障がい者グループホーム・ケアホームの拡充

知的障がいのある方や精神障がいのある方が、一定の援助を受けながら地域で自立した共同生活を送る場となるグループホームやケアホームを増やします。

グループホーム・ケアホーム設置箇所数
20年度実績(21.1.1現在): 216 か所
21年度: 242 か所

のぞみ学園改修事業

利用者に適切な療育環境を提供するため、老朽化・狭隘化等が進んでいる昭和 56 年度に建設された第 1 種自閉症児施設「札幌市のぞみ学園」の改修工事を行います。

平成 22 年秋頃の供用開始に向け、平成 21 年度は基本・実施設計と改修工事の一部を行います。

平成 21 年 9 月末まで
基本・実施設計
平成 21 年 10 月～22 年秋頃まで
改修工事
平成 22 年秋頃
供用開始

地下鉄エレベーター等の整備

札幌市では、高齢者や障がいのある方などの社会参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して、地下鉄のエレベーターを設置しています。

21 年度は南北線中の島駅(真駒内方面)の設計を行います。

特別会計の紹介

介護保険会計

被保険者が負担する介護保険料と国・北海道・札幌市による公費負担を財源として、介護が必要な高齢者が利用する介護サービスの費用をまかなう介護保険の収支を管理しています。

平成 21 年度予算額	945 億円		
財源	保険料	第 1 号被保険者(65 歳以上)	20%
		第 2 号被保険者(40～64 歳)	30%
		公費(国、北海道、札幌市)	50%(うち札幌市は 12.5%)
		第 1 号被保険者数(65 歳以上)	37 万人
		要介護認定者数	6 万 7 千人

介護保険料の改定

平成 21 年度は、3 年ごとに事業計画を策定する見直しの年で、介護保険料が改定されました。

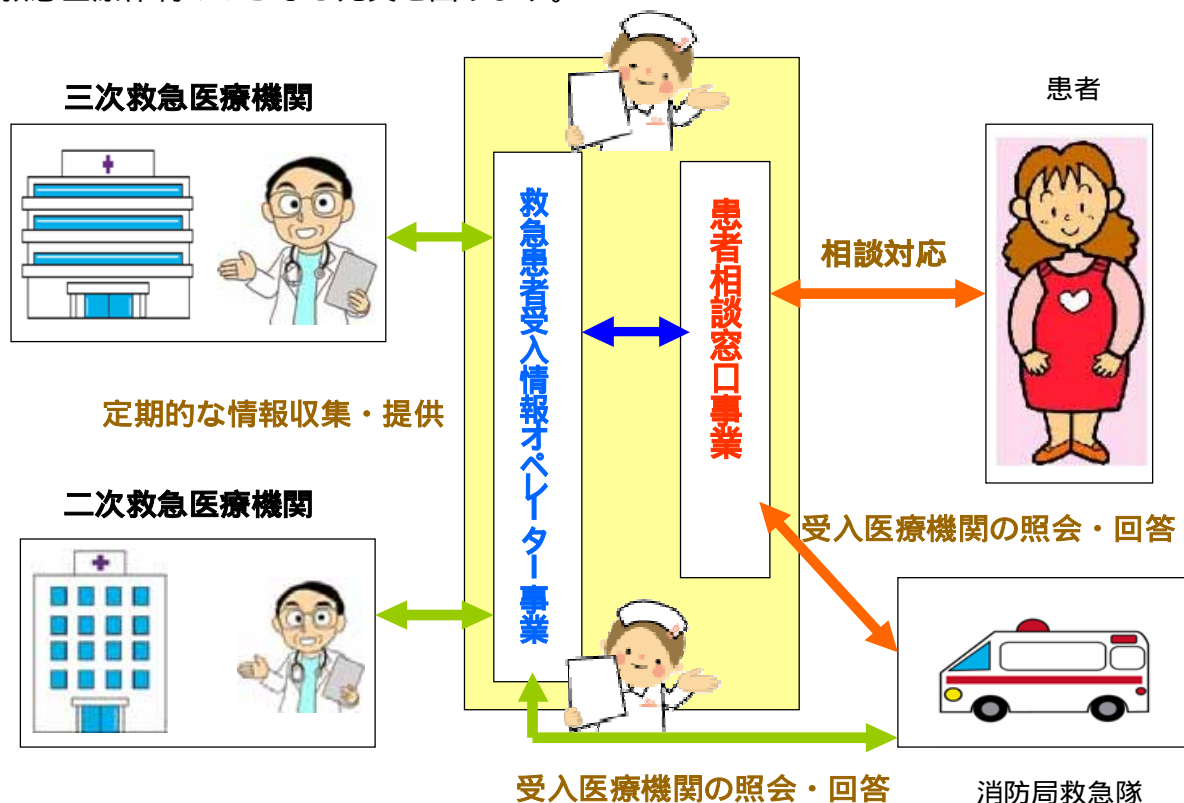
今回の改定は、高齢者の増加や介護報酬アップによる給付費の増が見込まれましたが、国からの保険料上昇を軽減するための交付金や前期計画期間で生じた剰余金の活用により、初めての引き下げ改定となりました。

基準額 年額 50,456 円
49,560 円(月額 4,130 円)
(年額 896 円、1.8%の引き下げ)

産婦人科救急医療体制の充実

平成 20 年 10 月 1 日から、19:00.~翌朝 7:00 の間、NICU（新生児集中治療室）の空き状況を確認し、患者の受け入れ先を選定するオペレーター業務と市民からの産婦人科疾患に関する相談を受け付ける電話相談業務を開始しております。

21 年度は患者の受け入れ先を選定するオペレーター業務を日中の時間帯にも拡大し、産婦人科救急医療体制のさらなる充実を図ります。



救急医療体制の確保

札幌市における救急医療体制をより円滑に推進するため、救急医療体制整備支援事業を進めていきます。また、有識者・医療関係者による検討会議を開催し、札幌市の救急医療体制をさらに強化するとともに、救急医療を担う医療機関に対して補助金を交付することで、救急医療機関を支援します。

精神科救急医療体制整備事業

精神障がいのある方やその家族からの医療相談に 24 時間対応し、医療機関への連絡調整など適正な対応を行う「精神科救急情報センター」を運営します。

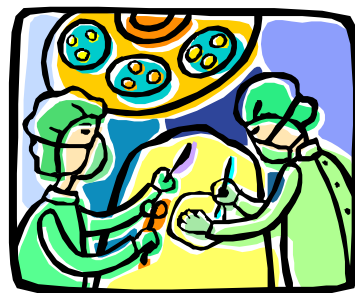
平日夜間・休日における患者・家族の医療相談に適切に対応し、精神障がい者の地域生活を支えていきます。

電話相談件数
19 年度実績：6,272 件
21 年度：6,000 件

災害時医療体制の整備事業の推進

大地震等により多数の負傷者が発生した時に、適正な医療を迅速に市民に提供できるように、札幌市医師会等の関係団体や災害時基幹病院等の医療機関が一堂に会した訓練を実施します。

また、見直しが行われる札幌市地域防災計画と連動して、新たな被害想定をベースとした医療救護活動を具体的に検討していきます。



新型インフルエンザ対策の推進

情報共有

新型インフルエンザの発生に備え、札幌市における医療体制の確保を図るなど、感染拡大を可能な限り抑制し健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活や社会経済機能の維持に必要な体制の整備を進めます。

電気、ガス、水道などライフラインや医療体制の確保を進めます。

市民及び事業者に対する正確な情報提供を進めます。

ライフライン確保に必要な事業継続計画の策定を進めます。

連携

札幌市衛生研究所

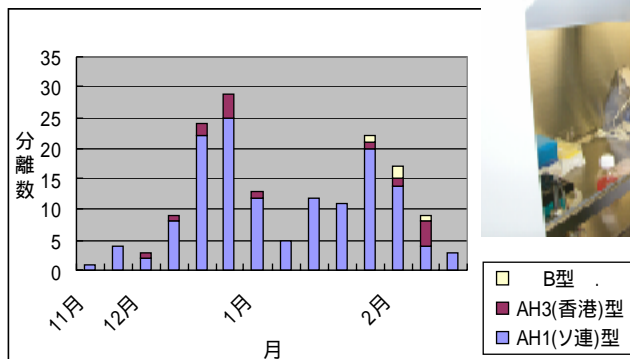
インフルエンザウイルスの検査

衛生研究所では、市内で発生するインフルエンザ等の感染症の発生状況を把握してホームページを通じて情報提供し、その原因となる病原体の検査を行っています。

インフルエンザについては患者さんの喉を拭った液からインフルエンザウイルスを検出し、どのような型のウイルスが流行しているか検査を実施し

ています。また、検出されたインフルエンザウイルスの遺

伝子配列を調べて治療薬タミフルが有効であるかどうかを確認したり、国の新型インフルエンザ対策行動計画にそって新型インフルエンザ患者発生を想定した検査の準備をすすめています。



札幌市におけるインフルエンザウイルス検出状況

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業

情報共有

市民参加

食産業や観光の振興も視野に入れた食の安全・安心に係る施策の推進について外部委員会で議論するとともに、市民が食の安全確保の取り組みについて理解を深められるよう、食品製造等の現場で事業者とじかに意見交換する交流事業などを実施し、その内容を広く発信します。

交流事業参加者の満足度

20年度実績：なし

21年度：80%以上

「しょくまる」(札幌市食品衛生管理認定制度)の普及・啓発

食中毒防止の観点からの確かな自主管理を行っている施設を認定して自主管理を推進し、市民の皆さんが安全な食品の提供が受けられることを目指します。

食品事業者に取り組んで得られる効果とメリットについて広く広報し、さらに多くの施設の制度活用を目指します。

事業実施団体数

20年度実績：25施設

21年度：50施設



札幌市食品衛生管理認定制度ロゴマーク
「しょくまる」

職場内のコミュニケーションの活性化

保健福祉局においては、各職場の実情に応じて、朝礼や業務報告、研修などの取り組みを進めます。

各職場の実情に合わせて、朝礼を実施し、業務日程の確認や業務内容の報告、業務に関する話題の提供などを行い、職場内の情報共有やコミュニケーションを図ります。

朝礼において、職場の全職員が持ち回りで話題提供を兼ねたスピーチを行い、職場内のコミュニケーションを図ります。

部長会議、課長会議などを実施して、部内・課内や全庁的な情報に関して、職員間の情報共有を図ります。

人事異動により新たに配属となった職員を対象に、各種研修（メンタルヘルス研修など）を行い、職場内のコミュニケーションの活性化を図ります。



食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション

情報共有

市民参加

食の安全・安心について、行政からの一方向の情報提供ではなく、市民の皆さんや事業者等と行政が、双方向で情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを実施します。

「食の安全」市民フォーラム

市民の皆さん、事業者、行政等が相互に情報・意見を交換し、食の安全・安心に対する関係者相互の理解を深めます。

食品衛生監視指導計画策定時の意見募集

保健所が策定する札幌市食品衛生監視指導計画について、市民の皆さんから意見を求め、市民の皆さんの意見を反映させた計画を策定します。

食品の抜き取り検査の充実・強化

情報共有

冷凍餃子事件の発生を受け、平成 20 年度に引き続き、輸入冷凍食品の農薬検査を実施します。

また、輸入の菓子等にメラミンが混入していた事例の発生を受け、新たに、輸入菓子 20 検体についてメラミンの検査を実施します。

輸入食品の抜き取り検査

20 年度実績：269 検体

21 年度：341 検体

連携

札幌市衛生研究所

食の安全を確保するための検査の取り組み

衛生研究所では、食品中に含まれる残留農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物などの検査を行い、食の安全確保に努めています。これらの検査は、科学的根拠に基づく行政処分や効果的な監視指導を行うためには必要不可欠なものです。

昨今は、冷凍餃子の農薬混入事件、事故米の不正流通、乳製品への有害物質メラミンの混入問題など食の安全・安心を脅かす問題が頻発しています。衛生研究所では、常に検査技術の向上や新たな試験法の開発に努めており、これらの問題発生時には、迅速に必要な検査体制を整えることができました。

平成 21 年度は、食品アレルギーや残留農薬の検査について、対象となる食品や検査項目を広げるなどの取り組みをすすめていきます。



妊婦健康診査の公費負担拡充

情報共有



妊婦が経済的な心配をすることなく、必要な健診を受診できるよう、公費負担の回数、内容の拡充を図ります。

また、助産所や里帰り出産などで市外の医療機関等で受診する場合についても公費負担の対象となるよう、対象要件を拡充します。

公費負担の回数

20年度実績：5回

21年度：14回

生後4か月までの全戸訪問(母子保健訪問指導事業)

情報共有

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に訪問し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見、育児不安の軽減を図り、育児を支援します。

母子健康手帳交付時や出生届出時などに事業の周知を行い、各ご家庭から提出される出産連絡票などをもとに対象者の把握に努め、できるだけ多くのご家庭への訪問実施に努めます。



訪問実施率

19年度実績：85.8%

21年度：90%以上

不妊治療支援事業

情報共有

不妊に悩む夫婦の経済的、精神的不安を軽減するため、高額な医療費がかかる特定不妊治療費の一部助成と不妊専門相談センターでの相談及び情報提供を実施します。

特定不妊治療費助成事業

申請者件数

20年度実績：769件（2月末現在）

21年度：1,100件

食育推進事業

情報共有

市民参加

食育関係者・関係団体等と協働で食育を進めるために、食育ホームページを充実させ食育関係者等の食育活動情報を発信していきます。また、食育を進める企業・団体、ボランティアの活動を活性化させることを目的に食育サポーター制度をつくり、市民と共に食育推進運動を展開します。



食育サポーター数

20年度実績：67件

21年度：1,500件

地域でのスポーツと健康づくりの推進

健康さっぼろ 21 推進事業

情報共有

市民参加

市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを応援する札幌市健康づくり基本計画です。IT を活用した情報提供の充実や、企業・職域との連携推進の基盤づくりを実施します。今後、市民意識調査などにより事業推進の検証も行っていきます。

健康づくり応援企業・店舗数

20 年度実績：1,750 件

22 年度：2,000 件

市民健康づくりサポート事業

市民参加



メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病予防対策として、運動不足になりがちな冬期間や働き盛り世代への運動支援を行います。また、民間団体などとの協働により、地域で活動するウォーキング実践指導ボランティアの育成などを行い、市民一人ひとりが自主的な健康づくりに取り組むための環境整備を進めます。

ウォーキング実践指導ボランティアの育成人数

20 年度実績：63 人

22 年度：200 人

特定健康診査・特定保健指導の推進

情報共有

糖尿病などの生活習慣病にかかる方が増加しています。生活習慣病の発病や重症化を予防し、加入者の健康状態の維持・向上を図ることを目的に、年に一度の「特定健康診査」と受診結果に基づき実施する「特定保健指導」を積極的に進めます。



国民健康保険ご加入の皆様へ

年に一度の健診で、生活習慣病の予防と介護予防に努めましょう

特定
健康
診査

生活習慣病の予防に着目し、診察・血液検査・尿検査などを行います。

65 歳以上の方には介護予防のための生活機能評価も行ないます。ご自身の健康状態の把握と病気の早期発見に、年に一度**特定健診**を受診しましょう。

40 歳以上の国民健康保険ご加入の方へ「**受診券**」をお送りします。

指定医療機関 か **住民集団健康診査会場** のいずれかで受診してください。

特定保健
指導

健診結果に基づき生活習慣病を発症する可能性の高い方には、生活習慣の見直し改善を図るための保健指導を行います。個別にご案内します。

国保の特定健診・特定保健指導についてはこちら <http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/tokuken.html>

協会けんぽ・健保組合・共済組合などの健康保険にご加入の方は、ご加入の医療保険者にご確認ください。

その他の重点取組項目

災害時要援護者避難支援対策

情報共有

市民参加

国のガイドラインを踏まえ、20年3月に策定した「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、災害時に自力では避難できない要援護者（高齢者、障がいのある方、妊産婦など）の避難支援にかかる地域の自主的な取り組みを促進するため、20年度からモデル事業及び出前講座を実施しております。21年度は、市内4地区においてモデル事業を行い、さらに、普及啓発を目的として9月上旬にフォーラムを開催する予定です。

モデル事業の実施地区
20年度実績：2地区
21年度までに6地区

生活保護受給者に対する就労支援

21年度も引き続き、生活保護を受けている方の自立を促進するために、全10区へ配置している就労支援相談員による、面接の受け方や履歴書の書き方などの助言や職業相談のほか、長期間稼働から遠ざかっている方などに対する専門の職員によるカウンセリングなど、より一層積極的に就労支援に取り組みます。

国民健康保険料収納率の向上

保険サービス員制度の活用や口座振替の促進など滞納の未然防止対策をはじめとした収納対策を引き続き推進し、収入の確保と収納率の向上に努め、国保会計の健全化を図ります。

予算収納率（一般現年度分）
19年度実績：84.36%
21年度：86%

(2) 行財政改革

保健福祉局が所管する2つの出資団体の具体的な行動計画（アクションプラン）です。

財団法人札幌市在宅福祉サービス協会

当協会には、居宅介護支援や訪問介護の処遇困難者受け入れなどセーフティネットとして公益的な役割を果たしつつ、民間事業者との適切な競争関係を形成することが求められています。このため、平成21年度及び22年度に実施される介護報酬の改定及び介護保険制度の改正による影響を見極め、より安定した団体運営となるよう改善を図るとともに、自立を一層促進していきます。

平成21年度の主な取組目標・取組内容
事務局への職員派遣を1人削減します。
協力員派遣事業の補助金を縮減します。（効果額3,000千円）
中期経営計画に基づき事業収支の均衡を図り、市からの貸付金を削減します。
（効果額50,000千円）

社会福祉法人 札幌市福祉事業団

18年度から実施している「中期総合事業計画」の最終年を迎えることから、これまでの実績とその成果を検証し、目標達成を実現するとともに、安定的な経営基盤の確立と地域福祉サービスの更なる展開に継続して取り組んでいきます。

21年度は、ホームページ等による情報発信を継続的に行い、老人休養ホーム及び老人福祉センターのPRの強化と利用者の利便性向上を図ります。また、適正な人事評価や質の高い職員の確保・育成を行い、組織力の強化を図るために、独自給料表導入等の給与制度を新たに実施します。

(3) 市民との信頼関係の構築

障がい者による政策提言サポーター制度運営事業

市民参加

障がいのある方の意見を市政に反映するため、障がいのある方が自ら意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行います。現在、3期目のサポーターが活動しています。

サポーターが地域に出向いて懇談会・意見聴取を実施
過去の提言の取組状況検証



社会福祉法人・社会福祉施設に関する情報提供の充実

情報共有

社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導監査に関する情報をホームページにて公開し、社会福祉施設の利用者等がより充実した福祉サービスを選択し、利用することができるよう情報共有を進めます。

20年度実績：特別指導監査の結果公表
21年度：20年度に行った定期指導監査結果をHP上で公表

市民への「分かりやすい情報提供」の徹底

18年度から局の若手職員を中心に、市民サービスアップ行動計画を推進することとし、『保健福祉局サービスアップ実践プロジェクト』を立ち上げ、市民の視点に立った分かりやすい情報提供という観点から、これまでの3年間に以下の取組みを行いました。

市役所本庁舎内（3・4階）とWEST19案内表示を設置
保健福祉局HP（トップページ）、局内イントラHPの全面改修
保健福祉局職員の名札の統一（文字を見やすい大きさにするなどの工夫あり）
市民等からの問合せに対して、迅速に所管課を検索するための業務サポートツールの作成
より良い市民応対を実現するための「電話応対研修」の実施

今年度についても、局を横断するプロジェクトを設置し、部間の連携強化と情報共有を図り、市民へのサービスアップや、市民への分かりやすい情報提供に努めていきます。同時に、このプロジェクトの取組みを通じて、局内のコミュニケーションの活性化をさらに進めていきます。

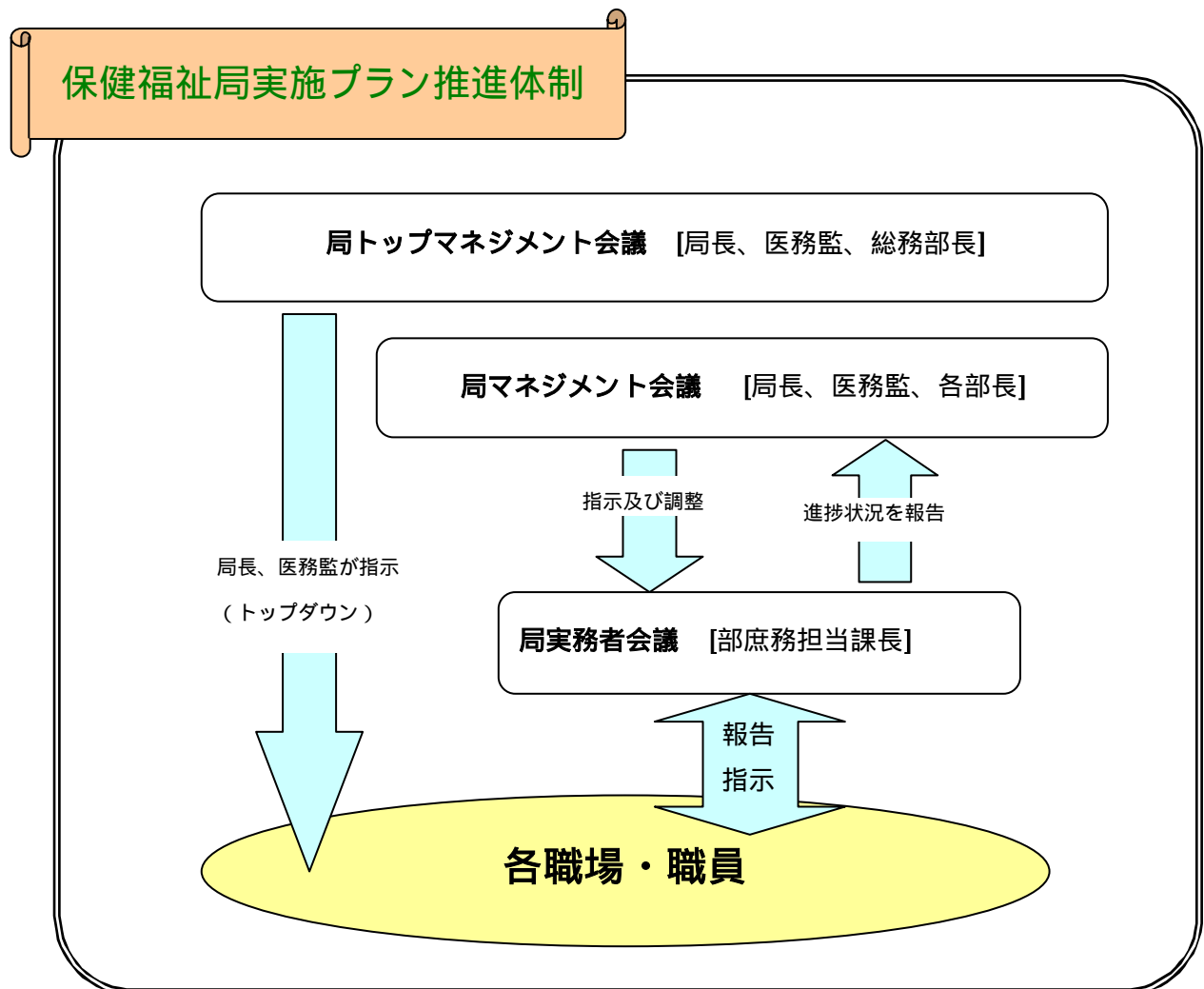
4

実施プランの推進体制と進行管理方法

局実施プランを推進していくために、定期的に行われている局内部長会議を局マネジメント会議と位置付け、局実施プランの進行管理を行うとともに、各部の重要課題や重点施策の実施状況などの情報提供を積極的に行い、共通認識の形成に努めます。

さらに、局長職と総務部長で構成する局トップマネジメント会議を設置し、局長職からのトップダウンを容易にし、局長職のリーダーシップを強化します。

また、局実施プランを推進していくためには、区との情報共有、連携強化が不可欠であることから、定期的に行われる区長会議をはじめ各種会議を積極的に活用し、区への情報提供、区からの情報収集を的確に行います。



5

市民の期待に応えられる福祉職場づくりの推進

保健福祉局では、福祉行政への信頼を揺るがす様々な事件等を受け、福祉職員の意識向上や業務体制の充実を図り、市民等の理解と協力を目指し、平成 20 年度に「市民の期待に応えられる福祉職場づくり本部」を設置しました。

平成 21 年度も引き続き、積極的に改善を進めるとともに、「市民・事業者・市役所」間での情報共有を図り、福祉行政における『連携の環(わ)』の構築に取り組みます。

市民の期待に応えられる福祉職場づくり本部

本部会議（本部長：担当副市長、局長職 6 名・部長職 11 名で構成）

連絡会議（座長：保健福祉局総務部長、課長職 23 名で構成）

検討会（3 検討会・4 ワーキンググループ、係長職 70 名で構成）

職員の意識向上
(テーマ) 情報を見つける
専門知識の習得
職員の能力向上

業務体制の充実
(テーマ) 情報を活かす
本庁・区役所の連携
組織的な対応

市民等の理解と協力
(テーマ) 情報を集める
市民等からの情報への迅速な対応

できることから速やかに！

【20 年度の実施済】

職場間の情報共有
地域からの情報受入体制整備
業務マニュアルの再整備
職員体制の充実

【21 年度の予定】

業務知識向上のための効果的な研修
通報等への対応システム構築
地域住民等からの協力確保と情報提供の促進

